

平成19年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成19年3月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (13名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
12番	木田守彦	13番	木澤正男
14番	里川宜志子	15番	中西和夫
16番	中川靖広		

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 浦口隆 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西本喜一
企画財政課参事	野口英治	税務課長	藤原伸宏
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	西川肇
健康推進課長	植村俊彦	環境対策課長	植嶋滋継
住民課長	阪野輝男	都市建設部長	藤本宗司

建設課長	加藤保幸	観光産業課長	今西弘至
都市整備課長	藤川岳志	都市整備課参事	堤和雄
教委総務課長	野崎一也	生涯学習課長	山崎善之
上下水道部長	池田善紀	下水道課長	谷口裕司

1, 議事日程

日程1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に引き続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたしますが、12番、木田議員から、質問順序変更の申し出を受けており、これを許可することといたします。このことから、本日の一般質問の順序を変更し、1番目に里川議員、2番目に木田議員、3番目に木澤議員の順で一般質問を受けていくことといたしますので、よろしく願いをいたします。

初めに、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目は、人事評価制度について挙げさせていただいております。

まず、今回、こういった人事に関する質問を取り上げましたのは、本年度中に既に退職者もあり、また3月末で大量に職員の退職が見込まれている中で、新規採用が追いつかない状況を見ながら、住民サービスの向上のため、また職員の意欲を高め常に前を向いて取り組める環境が必要であるという観点から質問をさせていただきたいというふうに考えています。

町長の施政方針20ページから21ページにかけて、この人事評価制度について書かれておりましたが、国が能力実績に基づく人事管理制度の着実な実現に向けて、人事評価の試行を18年度からやっていることを踏まえて、本町も引き続きやるんだというふうに書かれてございましたが、ここで言う「能力、実績を重視した人事制度の確立」という点につきまして、職員自身の問題であるということと共に、職員の意欲を高めるという意味でも、職員の意見を聞いて確立をしていこうというふうになっているのか。そういった意味では、斑鳩町には職員組合もありますので、一定の協議はあったものというふうに考えていますが、その状況についてお尋ねをしたいと思うと共に、またもう1点心配な点は、どういう点を見て能力というのか。企業ではない役場で実績というのは何なのか、私はよく理解出来ないんです。また、課による違いも大きいだろうし、この施政方針にもあるように、公正かつ客観的な評価が本当に保証されるのかどうか。

私たちは、人事権はありませんので決定にはかかわれませんが、これまでの人事を見

ていまして、本当にそれが出来るのかどうかということに疑問を感じているということは、率直に述べさせていただきたいと思います。例えば、職員の意欲があるがゆえに自分の意見を上申するとか、職員の企画立案が採用されて実現していくとか、そういう環境が整っているのかどうか。イエスマンの評価ばかりが高くはなっていないのだろうか。トップダウンばかりでは、よい行政は築けない。各担当の職員それぞれが自分の仕事をやっていく中で住民と接する、またその仕事をすることによって感じることや考えること、職員自身がそういうことが出来るということが大変重要であるというふうに私は感じています。それらは、すべて住民サービスへとつながっていくものではないかというふうに考えます。すべての町民を視野に入れたそれぞれの職員の資質に、公正な客観性をどう行うことが出来るのか。評価をする人間に主観的な感情が働かないという保証があるのかどうか。私も、住民の代表といたしまして非常に関心のあるところです。

これらについて、どのようにお考えになっているのか、お示しさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 当町におきましては、職員の公務能率及び職員資質の向上と公正な人事管理に資することを目的といたしまして、平成9年の4月に斑鳩町職員勤務評定要綱を制定しておりまして、職員の勤務成績を評定することによりまして、現在におきましては、昇任等の人事管理に利用しているところでございます。

評価方法につきましては、管理職による2段階の評価を行っておりまして、評定者の責任において、職員の職務を常に観察する中で、公正な評定を行い、評定者は評定の重要性を認識し、評定者みずからも必要な知識、見識の醸成に努めているところでございます。

また、その中で、職員組合の協議状況についてのご質問でございましたが、先ほど申し上げました平成9年4月に要綱を制定しておりますけれども、その当時の要綱作成に当たりましては、職員団体とも十分協議をした上で制定しておるものでございます。

今後の取り組みといたしましては、組織を活性化し職員一人ひとりの能力を最大限に活用していくには、職員が日々努力を重ね達成した業績を的確に評価し、給与にも反映させていくことが必要不可欠であると考えており、国が平成18年度より試行しています人事評価制度の導入を視野に入れまして、人材育成、任用・人事配置、給与処遇などに活用する中で、客観的で公正性や透明性が高く実効性のある人事評価制度の整備に努めてまいりたいと考えております。導入に当たりましては、職員や職員団体の理解と納

得が得られるように十分協議していくことが必要不可欠ではないかと考えておるところでございます。

また、客観性の保証出来る方法ということのご質問もございましたが、これにつきましては、評定者個人の主観的判断ではなく、一定のルールにより決められた基準を設定し比較、分析することが公正な評価になると考えております。今後、先ほども申し上げました国の人事評価制度も含めまして、先進地等の人事評価システムを調査研究し、評価基準の精度を高めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 一定のご答弁をちょうだいいたしましたけれども、その中でも、さらに私自身はちょっと気になる点と申しますのは、国が進めているものを視野に入れてということなんですけれども、私は置かれている状況が違うということの認識をしていただきたいなということを思っております。国が考えるものと地方が考えるものが、同じであってはいけないと思います。また、県と市町村とでも、同じということにはならないというふうに私は考えています。行政のあり方として、住民とのかかわりの中で、それぞれ私は違うものであるというふうに考えておりますので、こういった観点は絶対きちっと持っていたかなければならないなというふうに思っております。

そして、この人事評価制度が、職員を本当に育てるためのものになるのか、それか、また職員を管理するためのものになってしまうのか、この辺も本当に、今まだ私自身も心配をしているところですが、今、部長の方の答弁にも若干ふれられていたと思いますけれども、単に評価をするということ以上に、私は上司が部下の能力を引き出す、その能力を身につけていただきたいということ、このことが最も大切ではないかというふうに考えています。私自身も企業の経験ございますけれども、やっぱりトップによって下が変わるという状況というのは、これまで見てまいりました。そういう点が大変私は重要だというふうに考えてますし、また平成19年度、先ほども申しましたように、正職の大幅減で、とにかく私といたしましては、住民へのサービスの低下を招かない、このことを第一に考えていただきまして、このことをやることによって職員への、それは多分上にしろ下にしろ、上司にしろ部下にしろ、トップにしろ、特別職も含めまして、余分なかえって負荷がもたらされて住民への目線がそれてしまわないかというような、職員が減ることによってね、その辺をちょっと心配をしているところなんです。

ですから、このことがきちっと見極めがつかない状況であれば、また客観性が保証さ

れる条件がなかなか整わないようであれば、この点につきましては、19年度の予算でシステム改修費も上げられておられますけれども、拙速にやっていただくということについてはいかがなものかなというふうに考えておりますので、住民へのサービス向上のためとなるようなシステムをきちっとした形でやっていけるといふめどがついて実行をしていただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

引き続きまして、2点目の職員研修のあり方について聞かせていただきたいというふうに思っております。これも、1点目と引き続いて、ある意味心配をしているので、この質問をさせていただきたいと思っております。

定員管理でずっとマイナスが続いている職員数に伴って、住民のサービス低下を招かない方策を、私も常々職員さんたちの対応を見させていただく中で研究をしているところですが、非常によく職員さんたち頑張っているというふうに評価もしてはるんですが、その反面、私の耳の方にも幾つか、ここ最近、役場の対応について苦情なども耳に入ってくるという状況も、事実あることはあるんです。

先ほどから申しておりますように、来年度からの退職はもちろんのこと、またさらに産休、育休をとられる方もいらっしゃる。そしてまた、長期休暇の職員さんのカウンセリングもうまく進んでいない状況の中で、欠員になっている部署などもあるようには思いますけれども、そういった中で、ここ数年の間に、正職の職員さん1人で持ついろんな係が相当増えてきていると。忙し過ぎて余裕もないのかなということも非常に感じているところなんですけれども、それでも、たくさん退職者があるといえども、本年は新規採用もございます。こういった職員が減る中で、既存の職員さん、そしてまた新採の職員さんなどもいらっしゃる中で、こういったさらに住民へのサービス低下を招かない方策という意味での研修について、どのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 正職員の退職等による欠員の補充につきましては、仕事の内容等が高度専門的で臨時職員では処理対応等が困難であると考えるものにつきましては、正規職員をもって充てることにいたしておるところでございます。住民サービスの低下にならないように、そういったことで努めているところでございます。しかし、単純な事務作業で行えるものについては、臨時職員を採用することによりまして、公務効率の向上に努めているところでもあります。

職員の適正化を行っていく上では、行政ニーズが複雑化、多様化し、職員が住民の期待にこたえ、良質で効率的な行政サービスを提供していく上には、職員一人ひとりが職務能力を高め、職員の資質を向上させていくことが不可欠でございまして、能力の育成を目的とする人材研修が重要であると同時に、職員が自主研修に積極的に取り組む努力も必要であると考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 実は、私この質問をさせていただく中でも、町長の方からの平成19年度の一般会計の提出議案説明で、職員の人材育成について述べられているわけなんです。この部分を読ませていただくと、本当に町長ご自身も高い志を持っておられると思いますし、この間色々職員の研修というものについては、常々、こういう場以外でも私は担当課へ出向きまして、いろんな話もしてきました。研修は実に進んでは来ているというふうに私自身も認識をしているんですが、ただ、先ほどから申しますような、職員が少なくなってきたり臨時職員が多くなっている。そんな中で、町長が述べられているような、これは本当にこういう視点を持って、これが基本となってやっていっていただくんだらうとは思いますが、このことと非常に現状とが、何というんですか、現状に追いつけないような状況にあるんじゃないかなというふうな私は心配をしているところなんです。

特に、臨時職員さんの研修なんかについても、当町でどんなふうに行っているんだらうかということについても、私は心配をしております。電話の応対であったり窓口の応対であったり、ひいては私は出先機関のいろんな利用ですね、庁舎内だけではなくて出先であっても同じようなことがあるというふうに思います。多少なりとも苦情を聞くこともございますが、そういった点で、やっぱり臨時職員さんにも質の高さというものを求めるのであれば、それなりの臨時職員さんに対する研修というものも必要だらうというふうに私は思っているところですが、この臨時職員さんへの研修については、どのようになさっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 臨時職員を雇用するということにつきましては、地方公務員法が当然適用されまして、職業として公務に従事するということになるわけでございます。窓口業務、電話等についても、常に役場もサービス産業の一つであるということを十分認識し、親切丁寧に行わなければならないと考えておるところでございます。正

職員、臨時職員にかかわらず、すべての職員が職務遂行能力を高め、住民に対する最高のサービスを提供出来るよう今後とも取り組んでまいるといふことをございます、特段今までにつきましては、臨時職員に特に研修ということについてはございませんでしたけども、やはりそれぞれの職務の配置するところにおきまして上席から色々な指導をしておることは、研修の一環であろうと考えておりますけども、今後は、そういったことをさらに高めるためには、何か全体に対してすることがないかどうかについても検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 先日、総務省が発表されました労働力調査速報によりますと、非正規雇用が過去最高の33%を占めるというようになってきました。斑鳩町の状況を見ましても、この状況が斑鳩町自身にも色々出てきているということについてもご認識をやっぱり持っていただいて、私は、正職に比べまして非正規雇用の職員さんというのは待遇もずっと悪いわけですから、私自身思うのは、そういう中ででもやっぱりきちっと勉強していただいて、正職と同じように電話の受け答えから窓口の対応から住民さんへの対応をしていただこうと思うなら、それは事前に、職務についていただく事前に時間給を払ってでも、たとえ1時間でも2時間でも、斑鳩町のそういった住民さんへの対応をするマニュアルみたいなものをもってきちっと研修、仕事につく前の研修として、若い方たちも、今申しましたように、正規の職につけない若い方たちもいらっしゃいます。働いた経験のない方が臨時職員で来られる場合もあると思います。そういう研修をきちっとしていただいて、総務課でそれらは責任を持って、職員のそういった研修について、各課で上席から指導すると今先ほど申されましたけども、そういうことではなく、そういうあいまいな形ではなく、きちっとした形の研修というものも取り入れていただきたいというふうに私は思っております。そして、臨時職員さんの対応になっても、住民さんから電話が来た、住民さん窓口来た、その時に、何や斑鳩町の対応は頼まないとか、何や不親切やなということのないようにぜひともしていただきたい。今後やっぱり気をつけていただきたいなということを思っております。

それに伴いまして、臨時職員のことを私色々調べてまいりましたけれども、私は今このようにこの一般質問をするのはなぜかといいますと、住民サービスの低下を招かないように、たとえ臨時職員さんであっても質の向上を目指してほしいという、そういう意味でこの質問をさせていただいているんですが、この間、臨時職員さんの待遇について

調べさせていただきましたら、驚いたことに、昨年3月で人勸の方の高校の初任給の引き下げが行われた際に、臨時職員さんの待遇が変わりました。斑鳩町の臨時職員さんの給与体系、表の方も全部下がっておりますが、それらは私たちも見せていただきまして、仕方がないなと思ってたんですが、今年は何か私たちも知らない間に、さらにその別表の割合下の方の部分ですね、何か特定の部分だけ10%カットになっているということで、先日総務課の方へ出向きまして聞かせていただきました。ちょっと驚いております。私は質を求めたいと思っているのに、斑鳩町では逆行するような形で考えておられるということについて、ちょっと疑問を持ちました。これにつきましては、私は予算委員でもございますので、予算の時にしっかりと考え方については聞かせていただきたいと思っております。また、担当の常任委員会もございますので、また一定のご議論をしていただけたらありがたいなというふうに考えているところです。

以上、2点目の職員研修のあり方については、そういう趣旨で今回質問をさせていただいたということで、次の3点目の質問に移らせていただきます。

3点目は、総合福祉会館について書かせていただいたんですけども、これにつきましては、ある意味非常に注目をされている事業だというふうに考えてます。財政が厳しい中であっても、我々からしたら、今、おくれてきたけれどもやっと実現するめどがついたというのが率直な、議会とか行政はそういうふうに思っていると思うんですが、ところが住民さんたちは、広報紙などによって、色々なビラなどによって、住民さんたちは色々なことを思っておられるということ、私この間感じ取りました。

という中で、特に私は、この総合福祉会館にも私自身もかかわってきましたので、ぜひとも考えていただきたいのは、「箱は出来たけれども中身が問題や」なんていうふうに町民皆さんから思われることのないように、この管理運営をやっていかなければならないというふうに私は感じてます。今でも、こんなもん本当に必要なんですかと、中身はどんなふうになっている施設なんですか、関係者の意見というのはどんなふうに反映されているんですか、数え上げたら切りがないぐらい色々なご質問を住民さんサイドから受けています。その都度私自身は説明をさせていただいておりますけれども、だからこそ建設にかかる19年度の出来るだけ早いうちに、この総合福祉会館の運営について協議をするための協議会みたいなものを設置して、利用者とか関係者とか共にこの運営を考えるんだと。この総合計画に書かれているように、住民との協働ですね、住民参加、このことをやっぱりこの施設で実現しなければならないというふうに私は感じてます。

そうやって協議会やっていったら、協議会の中で、こういうことがあった、ああいうことがあったというのは、また協議会のメンバーさんからの情報発信、お手伝いしていただける。そしてまた、協議会でこんなことありましたよという中で、また総合福祉会館にスポットを当てて、住民の皆さんに、町民の皆さんにいろんな広報が出来る。

この施設については、特に私はこれからの時代、そしてまた他世代間の交流ということで、一部の方たちが使う施設ではないということの中からも、住民参加を成功させるべきであるというふうに考えているところなんです、この協議会などの設置についての考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご承知をいただいておりますように、現在、計画を進めております斑鳩町（仮称）総合福祉会館につきましては、子どもから高齢者、障害者の方が、家庭や地域で安心して暮らせる地域福祉の中心的施設として位置付けているところでございます。（仮称）総合福祉会館には、住民の健康づくりと介護予防の拠点であります保健センターや社会福祉協議会、高齢者に対します総合的な支援を行います地域包括支援センター、また子育て、療育ルームなどの施設も配置することとしているところでございます。地域福祉の中心となります社会福祉協議会も入る計画をいたしておりますことから、管理運営につきましては、社会福祉協議会への委託等も含めて検討をしてみたいと、このように考えているところでございます。

また、総合福祉会館につきましては、先ほどお答えをさせていただいておりますように、また質問者も申されておりますように、他世代間の交流という観点もでございます。こういう施設で、これまでの特定の利用者への特別な施策を提供するのではなく、広く町民に開かれた総合的なサービスを提供をしていくということで、すべての町民の方が施設を利用していただくことによって、心も体もリフレッシュが出来て、自分の健康を見直し、福祉や健康について学んでいただくという多様な機能を備えた施設となるように考えているところでございます。

今、質問者のご指摘をいただいておりますような協議会の設置につきましては、総合福祉会館を利用されます方が、サービスを受けられる方だけではなくて、その支援をする方もご利用をいただくということもでございます。このことから、利用方法も様々な形態が考えられますことから、館の運営とか利用等につきましては、利用される方々からご意見をいただく場というものを設けていくことも検討するというところで、今現在考え

ているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私が考えているような方向で考えていただけているというふうに理解をさせていただきますが、この協議会のメンバーの考え方についても、今、若干部長の方からのご答弁の中で推測出来る部分もあるんですが、ただ総合福祉会館の事業につきまして事務局は福祉課になっていると思うんですが、ただ福祉課の職員だけではなく、保健センターの職員、そしてまた管理運営などの委託を考えている社協の職員さん、こういった方たちとワーキンググループみたいな形でご協議を十分していただいた上での協議会のメンバーの構成なども進めていっていただきたいなというふうに思っております。やはり、福祉課、事務局だけの考えで進みますと、やっぱり構成について後からまた色んなご意見出てくる可能性もありますので、それらについては、より効果的な人選をされるように望んでおきたいというふうに思いますので、これについてはここで、そういうことを要望しているということでは終わらせていただけておきたいと思えます。

それでは、4点目の農業政策についてということでは挙げさせていただきます。

まず、1点目に挙げさせていただきますのが、遊休農地の解消・担い手の確保ということでは挙げさせていただきます。

私、この2年間、議会から農業委員会の方に出させていただきます、随分この2年間で農業政策、国の方がやっている農業政策のこと、そしてまた自分自身も、遊休農地の現地調査で白石畑の山の奥まで行ったり、それで余計に、非常に斑鳩町でも遊休農地がたくさんあることを実感しておりますし、またその調査した後、18年度ではその遊休農地を活用する意味でのソバや菜の花の栽培ということもやってきて、産業フェスティバルでも一定そういったことのご紹介などもしてきたという経過については、十分私自身も承知しておりますし、担当の努力、また農業委員会が非常に活発に活動していることについては、私自身も喜んでるところなんですが、ただ昨日の質問者もちょっとおっしゃっておられましたが、私はこの遊休農地を解消する問題や、また担い手を確保していく問題の中では、戦後のベビーブームと言われた時にお生まれになられた団塊の世代の方たちを無視することは出来ない。これらの方たちの退職というものが来年からずっと続いていくわけなんです、仕事をおやめになった方が、することがなくなって精神的なご病気に陥られるケースなんか、逆にあるんですよ。私は、

そういうことも、保険の意味からも、そういった方々が斑鳩町のために、何か斑鳩町でやっている色んな政策の中でやりがいを見つけていただけたら非常にありがたいな、生きがいを見つけていただけたらありがたいなというふうになんぞ思っていました。そういった観点から、今後、まだまだありますこの遊休農地、そしてまた担い手が不足しているという状況について、色んな農業施策を進めていただいておりますが、特に19年度につきまして、どういうふうにお考えをいただいているのかということについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 遊休農地解消の対策についてでございます。

全国的に農業従事者の減少や高齢化などの原因によりまして、耕作放棄地、また不作付け地などのいわゆる遊休農地が急速に増加している状況でございます。さらに、今後、相続等によりまして、不在地主となります農地所有者が増えることが見込まれておりまして、加速的に耕作放棄地が増加すると心配され、その対策が急務ということになっております。

議員も申されておりますように、町といたしましては、遊休農地解消総合対策事業として、国の交付金を活用しながら、平成18年度から農業委員会が中心となって、解消、活用に向けた実践活動に取り組んでいただいているところでございます。

この内容を簡単に申し上げますと、平成18年度では、まず町の遊休農地の現状把握といたしまして、現地調査を実施し、その農地所有者の意向等耕作実態調査を行っていただきまして、現在台帳整理を行っていただいているというところでございます。次年度、19年度におきましては、この集計結果に基づきまして、農地の保全活用に向けた方策づくりを行うべく、委員会での検討会等予定をいたしているところでございます。

また、遊休農地を活用した栽培の定着化と農地の効率的利用と農業所得の向上を図るための新規導入作物の試験、さらに農業で地域の活性化を考える「農と食の活性化プロジェクト」の推進、また商工、観光が互いに連携し合って地域産業の発展となる施策の展開やシステムの構築を目指すため、さらに研究を行い、農業委員会とも協議を行いながら進めてまいりたい、このように考えております。

次に、担い手確保につきましては、農地の受け手に集積する農地流動化や、県が進めております担い手バンク制度の活用もでございます。議員も述べられておりますように、団塊の世代の定年退職者の中で、農業に帰農するという意欲のある方も当然おられると

思います。そうした中で、特に経営規模の拡大や新規就農者におきましては、今現在農地取得要件もございますので、今後農業委員会とも協議を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長、担い手バンクのことでおっしゃられた中で、定年を迎えられて帰農を希望されるということについてはふれていただいたんですが、もちろん定年になってすぐ年金ももらわれへんし、土地があれば、これまで自分はえろうそこにかかわって来うへんかったけれども、農業頑張ってやろうかという方もいらっしゃるやろうと思うんですが、ただ斑鳩町も非常に新興住宅も多うございます。そんな中で、新興住宅地の中でのそういった団塊の世代の方たち、土地を持たない方たちのやっぱり対応というんですか、そういったものもやはりきちっと視野に入れていただきたいなというふうに思ってます。

これらについても、行政だけが、また農業委員会に相談するとか、それだけではなかなか非常に難しい問題だと思っております。JAが県単一になりまして、JAのサービス低下も、ちょっとひしひしと私も感じているところですが、やっぱりJAが組合員さんと共に、組合員をさらに増やすというような努力をしていただけるように、行政としてもそういったかかわり方、そういった促しをやっぱりしていただきたい。そして、農業関係者みんなが力を合わせて、土地を持たない農業をしたいなと思う方たちも、そうやって斑鳩町の土地を耕して作物をつくっていただけたら、遊休農地を少しでも減らすことが出来るのなら、そういった形で色んな取り組み方が出来るというふうに思います。それは、私は、別に担当課に任せているということではないんですけども、担当課が十分農業関係者とそういう意識を持って今後もかかわっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それと、もう1点ですが、地産地消の取り組みについてということで挙げさせていただきました。

地産地消の取り組みについては、これまで他の議員からも質問も出ておったというふうに思いますが、実は私奈良県農業会議の方から要請を受けまして、奈良県には女性の農業委員が3名しかおりません。名古屋で行われる地産地消トーク・イン・名古屋、これは給食にどう作物を生かしていくかという研修でしたので、私は出席をさせていただき少し勉強をしてきたんですが、非常にほかの市なんかでやっておられる、学校給食へ

の取り組みなんかも活発なんです。兼業農家が多くて専業農家はほとんどないと言いな
がらも、25品目も学校給食に生かしてはるとか、また教育委員会の体育指導主事さん
という方がえらい汗をかかかって、福井県の小浜市では、各学校の取り組みをしている
というような報告も受けたんですが、その中でも、今、部長の答弁にもありました商工
とも関連して農業政策もというようなこともおっしゃってましたが、実はこの時のパネ
ルディスカッションでも、愛知県の岡崎市の商工会議所の事務局長さんが加わられて、
またこの商工会議所の方たちも地産地消取り組んでおられるという実績もございました。

ということから、私はこの地産地消の取り組みについても、今まで農業にかかわって
なかった方もかかわっていただいて、そしてまたこの地産地消の取り組みを進めていっ
て、今、政府が言うてるような食育の関係ですね、この食育の中には、特に生産者との
交流をして、この食べ物がどこでつくられた、この人がつくってくださった、本当に直
にお会いして子どもたちがその方に感謝の気持ちを伝えるとか、まさにそれが子どもた
ちにとっての食育ではないかな、そういう取り組みを今後進めていけたらな。

今までも、地産地消で取り組みしていただきまして、これも担当課の方はこの間に非
常にご努力をしていただいたということは私は承知はしておりますが、先日調査をさせ
ていただきましたら、小学校では年間45日、10品目、これが、農業振興会から作物
を納入されています。ところが、なぜこんなに差があるのかわからないんですが、中学
校では年間13日間、5品目が納入されているという状況が教育委員会の方で調査をさ
せていただいた結果出てますが、これを私はさらに進めていけたらいいな。それも、さ
っき申しましたように、担当課だけ汗かけと言うてるのではなく、そういう農業関係者
みんなで、やっぱりこれ力を合わせないと出来ないと思いますが、この力を合わせていく
ということが非常に難しいんだとも思うんですが、私はJAさんにももっと頑張ってい
ただけたらなというふうに期待をしているところなんです、担当課とされては、これ
らの地産地消の取り組みについても、今後どのようにお考えになっているかという点に
ついてお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 地産地消につきまして、現状も報告しながらご答弁させ
ていただきたいと思います。

地産地消につきましては、地域で生産された作物をその地域で消費するという考え方
により行われている取り組みでございます。直売所を利用した新鮮な地域産物の販売、

地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動、そして学校などの給食へ新鮮で安全な食材の提供など、各地で多様な取り組みが行われております。

現在、町では、学校、保育園の給食への納品におきましては、農業振興会を通じまして農家の方より納品をしていただいている状況がございます。しかし、高齢化、また担い手不足など農家が減少をしているという現状を見ますと、今後安定的に新鮮で安全な農産物の供給が困難になっていくということも考えられます。

こうしたことから、学校給食の献立に頻繁に登場する食材を計画的に生産を行い、学校からの要望に対応出来るような体制づくりから研究していかなければならないと、このように感じているところでございます。

また、議員もおっしゃっていただいておりますように、団塊の世代を迎える中で、退職者の方々に農業に帰農するという意欲のある方、あるいは新規就農者、そして農業に対して関心を持たれておられる方々に対しまして、将来農業にかかわる方策について、農業委員会、農協、農業関係団体とも連携をとりながら研究をしてみたい、このように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、部長からご答弁いただきました。私も今後も努力はしたいと思いますが、また担当課におかれてもぜひとも汗をかいていっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは、次に進ませていただきたいと思います。

この次の問題について、確認をさせていただくような質問になるかとは思いますが、この総合計画と基本構想について、施政方針の3ページで述べられているとおり、当町の基本的な施策は、この第3次斑鳩町総合計画、これに基づいて行われているんだということです。この第3次総合計画の基本構想につきましては、私も当時議員でございましたので、平成12年11月24日に全協で説明を受けまして、12年の12月議会で、基本構想はこの議会で議決をさせていただいております。

その時に、私どもが申し上げたのは、オールノー、オールオーケーということではくれないと、部分的に同意出来ないこともあると、けれども事業ごとに、その時々、その都度問題提起をさせていただくというふうな態度をとらせていただいております。ですから、議決後各課のヒアリングをして実施計画を立てていくんだという町の体制ですね、そんな中で私たちは、色んなものが出てくる時には、事前に調査をして研究

して、そしてその問題についての議決にも加わり、また意見も色々言わしていただくというようなこともしてきたというふうに考えているところですが、ただこの間、こういった総合計画の基本構想、基本計画に基づいて町が色々な事業を執行しようとしていても、なかなかうまく住民さんに伝わってなかったり、そしてまた議会の議論などが正確に公表されてなかった場合、住民さんたちの中で混乱が起きて住民さんたちが誤解をしていたりとかいうようなこともあります。そういったことも見られるということは、非常に私も残念なことなのですが、町としまして、特に各事業のうち多額の費用を要するような取り組みについては、どんなふうに意識的にされてきたのかということについては、ここで確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） ご質問の多額の費用を要する事業といたしましては、JR法隆寺駅周辺整備事業、（仮称）総合福祉会館整備事業などが挙げられますが、これらの町の主要事業につきましては、質問者もご承知のとおり、第3次斑鳩町総合計画の基本計画に明記されたものでございます。

ご承知のこととは存じますが、基本計画の基礎であります基本構想は、地方自治法第2条第4項において、議会の議決を経て策定するということが義務付けられており、その市町村の将来あるべき姿を定め、その実現に向かってとるべき基本的指針、施策の方向が定められておるところでございます。

当町におきましては、平成12年度に平成22年度までの10年間を計画期間とする第3次総合計画の議決をいただいております。総合計画に定められた施策を具体化するために、約300の事務事業から成る実施計画を策定しておるところでございます。ご指摘の事業につきましては、その実施計画において、重要度、財政状況を勘案した上で定めたスケジュールに沿って、議会にもご説明申し上げ、ご理解をいただく中で進めてきたものでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） この中には、公共下水のこともございます。JR法隆寺駅なんか何遍も出てきます。総合福祉会館の問題についても、重要な施策だと感じております。ですが、この実施計画を実行する時に、非常に大きな金額がかかる。また、住民さんの目につく。金額だけではなくて大きくとらえたものというんですか、そういったものにつきましては、この基本構想が議会で議決されたものやとか、そういうことってな

かなか住民さんもご存じないということもあると思うんですが、やはりこういう構想については、その都度、やっぱり議会で議決をいただきながら、議会で十分協議をしながらこういう内容で進めていくんだということについて、より多くの住民の皆さんにより早く理解していただけるような広報の仕方であるとか、お知らせをする必要性というものを感じるんです。この基本構想そのものも含めて、行政のあるべき姿を、財政が厳しい中であっても重要な施策なんだというアピールを、ぜひともやっていっていただきたいなというふうに私自身は感じています。これについては、時間もございませんので、要望ということで、より理解を求めるような広報の仕方というのを研究していただくということで、次の質問に移らせていただきたいと思います。

最後には、家電リサイクル法の見直し、また放送デジタル化、挙げさせていただきました。

家電リサイクル法というのは、見直しの年迎えているんですね。迎えているんですけども、この見直しを先送りしたということなんです。私、これについては、もともと非常に無理のある法律、自治体にまで責任を負わせるような、それで事業者の責任はどこにあるんだと、つくっている方の責任どこにあるんだということで、もともと問題のある法律だと思っていましたけれども、その見直しがまた、事業者の方と話がまとまらずに、これは先送りになっているんだろうなというふうに私は感じているところなんですけれども、このこととあわせて、実は後半に書いているアナログ放送の終了というのが2011年7月と言われているんです。

これも、何でこないなってきたかというたら、電波利用者が支払われる利用料、これを財源とする予算がどんどんどんどん携帯電話などの普及で膨れ上がってきて、えらい政府もこのお金がぎょうさんあると。そしたら、これを今度地上テレビ放送をデジタル化しよう。これは、アナアナ変換経費と呼ばれてまして、1,800億円、これは電波料で十分賄えるらしいんですけどね、こういうことをやろうと。片一方では、法律の見直しはせえへんわ、片一方では2011年にデジタル化してテレビ買い替えよと。

しかも、テレビ、今、日本に1億台あると言われていたんですが、1億台のうちデジタル化が済んでいるのは1,500万台と言われてます。残り8,500万台やっぺいこうと思うたら、まだ8年ちょっとかかるんじゃないかと。そこまでいかなくても、2011年本当に出来るのなら、年間1,000万台ぐらいかなと言われていたけれども、ばたばたとそれが1,500万台ぐらいまで膨れ上がる可能性はあるかもしれません。

それ以上は、生産能力というのがあるから無理かもわからないけれどもね。そうやって膨れ上がったら、またばたばたと買い替えの処理についてどんなことが起こってくるのかとか、非常に私心配してます。政府の非常に無責任な対応だということを言わざるを得ないと思っているんですが、これにつきまして斑鳩町ではどんなふうにお考えになられているのか、町の考え方、このことをどう受けとめておられるのかということは、お聞きしときたいなというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、2011年、平成23年の7月に現在のアナログのテレビ放送が終了をいたしまして、デジタルテレビ放送に完全移行という予定でございます。

家電リサイクル法では、施行後5年を経過した時点で法の施行状況をも踏まえて見直すことが規定をされているところでございます。こういうことから、平成18年6月から、経済産業省と環境省が合同の委員会を立ち上げまして、平成19年の通常国会へ改正案の提出に向けて審議を進めてこられたわけですが、新聞報道でもありますように、今国会への提出が見送りとなったわけでございます。

この見送りをされた要因といたしましては、現在行われております前払い方式の効果が不透明であるということや、年間700万台以上が輸出されると推測をされております中古品の取り扱いについての課題が残るといった理由から、法改正案がまとまらなかったというように聞いております。改正案の提出も、1年見送られるという結果でございます。

この結果を踏まえて、担当といたしましては、リサイクル費用を購入時に支払う前払い方式に変更をされるということであったわけですが、このリサイクル費用の支払い逃れによる不法投棄の防止につながると、この改正案の考え方では一応期待をしておったわけです。しかし、今回の改正案の提出が見送られたということは、大変残念な結果であるというように現在は考えております。

町の現状を申し上げますと、年間10台から20台程度の家電4品目の不法投棄というのが、環境パトロールとか住民の方等の通報によりましてございます。町の方でそれらについては処理をしているような状況でもございます。不法投棄の関係で申し上げたわけですが、こういうことで1年先送りというような形での、提出が先送りになったことから、不法投棄が当然心配な点ではございますけれども、廃棄量の増加が見込

まれますテレビをはじめとします家電リサイクル法の4品目につきましては、現行の後払い方式によりますリサイクル費用の負担が今後も続いていくことになるわけですが、これらのことから、住民の皆様への家電リサイクル法の趣旨と排出方法の周知をさらに徹底をさせていただきます、不法投棄の防止に努めていきたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 時間が参りました。デジタルチューナーの問題もあるということも含めまして、今後この動向についてはきちっと見ていっていただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 前もって議長に提出しております順序に従いまして質問をさせていただきます。

まず1番目、富雄川と三代川の河川改修についてということでありまして、・番目に、安富橋周辺で現在行われている工事の完了時期が、平成20年3月24日と看板に明示されておりますが、その後の安堵井堰の話し合いの進捗状況について問うということで、この事業は県事業であります、直接斑鳩町にとっては一番懸念される水害多発地帯を抱え、早急なる河川改修を多くの付近住民が待ち望んでいるところであります。JR鉄橋部分の工事期間なのか、それとも安堵井堰までの期間なのか。その間、約半年近く誰かの工事中断圧力によりおくれた経過は、皆様もご存じだと思います。最もこの事業で難関とされる井堰改修については、後々における地元負担にかかわることなので安易に同意はいただけないことは理解出来ますが、この件が解決しなければ前進しない河川改修を思えば、現在の状況がどのようになっているのか、積極的な交渉をしていただいているのかと心配をしております。

以上のようなことから、現時点における状況と今後について、町は常々安心安全なまちづくりをスローガンに掲げておられる以上は、町としての最大の努力を望む次第であります、いかがなものでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 県におけます富雄川改修事業につきましては、JR大和

路線の少し下流域から県道天理斑鳩線の安富橋までの区間におきまして、改修工事が進められているところでございます。JR橋の架け替え工事が完了しておりますことから、現在は右岸側の護岸工事等が来年度までの予定で行われているところでございます。その後、左岸側の護岸工事等が行われるとのことでありまして、この区間の改修完了までは、工事期間が渇水期に限られますことから、まだもう少し時間がかかってくるということでございます。

安富橋から上流部の改修につきましては、現在の工事区間の改修完了後になりますことから、県としても現在の区間の完了後速やかに上流部の改修に着手出来るように、関係団体などと調整を進められているとのことであります。ご質問の西安堵井堰についても、その区間に関係することから、現在の工事区間の改修完了までに改修計画をまとめられるように、関係者等と協議を進めたいとのことであります。

町といたしましても、今後、県と関係市町村と調整を図り、富雄川の早期改修に努めてまいりたい、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、右岸側が平成20年3月24日ということなんですけども、左岸側については、それが済み次第左岸側ということで、それも渇水時期ということなんですけど、大体どのぐらいをめでにそれかかれるというのか、工事に入られるのか、それについてわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今現在進められているのは右岸側ということで、来年度、19年度まで予定をされているということでございます。その後左岸側ということになりますから、20年度には当然かかってくるかなと、このようには思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） ということは、看板に明示されております平成20年3月24日までには、右岸、左岸、その安富橋のところまで工事が完了するというふうに理解してよろしいんですかね。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 最低でも20年ということですから、21年3月になります。今現在進められている部分については、今現在右岸側の工期ということに

なってまいりますので、今度左岸側の工事発注ということになってきますから、それより以降になってまいります。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） さっき部長が言わはったんでは、右岸側が19年というような完了期間をおっしゃったので、だからそれから渇水期間しか工事が出来ないということ、それで20年やったら、簡単に工事が出来るのかなというふうにちょっと疑問を感じたので一応聞かせていただいたんですけども、とにかくそれ以北というんですか、上流部については、やはり安堵井堰が一番の難点となっておりますので、その交渉状況について、年に何回水利組合なんかと交渉しておられるのか、その感触というものを、あそこまで工事が完了しても、そこから上、井堰が工事が出来なければ、またまた先、先まで延びていくように思いますけど、絶対的なことは言えないと思いますけど、感触というんですかな、そこには県が率先して当たっていただいておりますけども、県からの報告による町の感触としてはどんなもんかについて、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 安堵領域ということでございまして、直接斑鳩町の担当者も出向くということにもなりません、県の方にお伺いするというのでしかないわけですが、今現在自然取水の中で河床が下がると、それに伴って維持管理経費も必要になってくるということから、その辺の調整をされているという状況がございまして。

そうした中で、郡山土木管内で土木協議会をつくっております、富雄川については、安堵町と斑鳩町とのかかわりがございまして、そうした中で、安堵町と斑鳩町と担当者の会議もございまして、その中で調整をして協議をして県にも要望していくというような体制づくりをしていこうということで、先般もその協議会の担当者の中で話し合ったところでございまして。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） これについては、町も最大限努力をお願い申し上げたいと思っております、次の質問に入っていきたいと思っております。

米寿橋以北の河川の中州の土砂が先日除去されましたが、除去された総量も相当量だったと思いますが、除去基準となるのは目視によるものと思いますが、パトロール等も含め聞かせていただきたいということで、去年に、何とか除去していただきたいと町の

方にも要望してまいりましたが、予算の都合上今年にずれ込んだのですが、心配していた雨量についても、去年は少雨で集中的な雨も記憶になかったということで、1年無事終了いたしました。土砂の除去よりも河川改修の進捗が最も住民に安心感を与えることは百も承知であります。現段階ではその状況でないということなので、河川パトロールをしていただいて、早々の措置を講じていただくように県の方に要望していただきたいと思っております。

そのパトロールについて、私が町の方をお願いしてほしいと申し上げた段階では、ブロック擁壁というんですかな、河川のほんまに水の流れておる部分と堤防の部分との中間の護岸というんですかな、そのブロックのそこから、言うたら60センチぐらいのところまで土砂が堆積しておるような状況であったんですけどね、それは今回そないして除去してもらったということで、それは解消されたんですけども、それをパトロールしておられる県の河川課の方が目視されて、今年に除去しよう、渇水期に除去しようという計画だったのかもわかりませんねんけども、その基準となりますんかね、それについて、下の高安西団地の部分については昨年除去されたということで、何か基準があるのかなと、私はそういうふうに思いますねんけど、その基準とか何かはないんですかね。それとも、目で見て、これやったらぼつぼつ除去せないかんのかなというふうな感じで除去されておられるのか、それについてわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 県の郡山土木事務所では、富雄川等県管理河川についてパトロールを実施されておりまして、その中で土砂の堆積状況等確認された中で、影響があると思われる箇所について、すべてその時期にやるということも当然出来ないわけですので、優先順位をつけて順次浚渫をされているということで聞いております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私申し上げておるのは、どうしても1級河川と合流する、富雄川と、同じ県の1級河川なんですけども秋葉川とか、それで郡山から流れてきている川は何という川かちょっとど忘れしてしまったんですけども、そういう合流地点において土砂の堆積が、毎年雨が降るたびに繰り返されているということなので、その地点をやはり重点的に、かなりな雨が降った時にはパトロールしていただいて見ていただいて、それで出来るだけ早いこと除去していただくように県の方をお願いしていただきたいことをお願いしておきます。

3番目の、三代川河川改修の進捗状況と借地による貯留池の地元の協力についてという事で、斑鳩町内における水害多発河川として、長年にわたり河川改修の進捗が待たれている状況の中での遅滞は、住民の不安を増大させておると思います。その間にも、住宅地の進入路として数カ所の橋が増設されました。以前からも、水害の時には、既設の橋を乗り越えて道路と水路の判断が出来ない状況にたびたびなっていたと記憶しております。県道の拡幅との兼ね合いもあります。現在も、東洋シール前にて県道の拡幅工事が行われております。あと残り数十メートルとなっておりますが、道路拡幅工事が完了しても、河川の部分拡幅はあり得ないと思います。JR法隆寺駅鉄橋南側での所有者との交渉状況と、同時進行していると聞いております阿波1丁目地域での借地による貯留池の交渉状況も含めて、現況を教えてくださいたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 県におきまして進められております三代川改修事業についてでございます。

改修済み部分から上流部のJR付近まで200メートルの区間において、現在用地等交渉等進められております。今年度には、3件の補償契約が締結が出来た。そのうちの1件の家屋について、現在家屋等の撤去作業にかかっているところでございます。また、他の2件につきましても、移転先について現在整理をさせていただいております。遅くとも来年度中には家屋等の撤去をされるということになっております。今後も、県と調整を図りながら用地の確保に努めてまいりたいと、このように考えております。

また、借地による貯留施設につきましては、上流部において、以前に県によりまして地元に対しまして計画の説明が行われましたけれども、理解が得られなかった状況でございます。現在の事業区間の上流部の整備計画につきまして、県において検討をされる中で、上流域の浸水形態等を把握すると共に、これまでに総合治水対策計画に基づき整備されたため池などの貯留施設の効果等を調査されまして、貯留施設も含めて検証をするということで聞いているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） JRの鉄橋、その南側で今年度3件の交渉が成立したということで、あと、そうしたら残り何件というんですかな、それについてどれぐらいあと残るんですか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 残りの分については、上物と土地の所有者、そしてその上物に入っておられる入居者等がございまして、権利者がふくそうしております。今現在、数については把握いたしておりません。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 県の事業ですので、数については把握しておりませんということなんですけど、出来たら教えていただきたいなということで聞かせていただいたんですけども、わからないということなので、次の2番に入っていきたいと思います。

いかるがパークウェイと都市計画道路の進捗についてということで、まず・つ目なんですけども、去年12月の提出議案説明で、92%の買収済みで、残るいかるがパークウェイの今年度の買収が終わるのか、まだ進捗するのかについて問うということで、用地取得率が99%に達したと初日の19年度の町長の施政方針で言われております。現在、詳細設計の取りまとめと発掘調査が行われ、工事着手への準備中との報告がなされております。その延長は約700メートルで、現在のモデル区間の約2倍の距離となっておりますが、工事着手となれば、岩瀬橋も含めて何年で竣工するのか。

東進、東の方ですね、いわゆる県道大和高田斑鳩線間についても、本年1月に幅杭が設置されたと報告され、年度内には土地の境界の立会等を実施していただけるよう国と調整中とのことですが、順調に進められておるように聞こえますが、現実に道路としていまだ見えていない状況でありますので、町民への説明についても、やはり年次的な進捗がわかれば理解もされやすいと思いますので、現在わかっておるところと年次計画を教えてくださいたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 今現在進めておりますパークウェイの稲葉区間の年次的なこととございます。

発掘調査が進められまして、試掘、トレンチで行うというようなことであつたわけですが、全面発掘というようなことも聞いておまして、工事着手についても、用地取得率が99%であと1%になっておるわけですが、発掘の状況によっておくれっていくという状況がございまして。

そうした中で、橋梁については、今年の渇水期でかかっているということは確認はしとるわけですが、実際の稲葉区間の工事完成時期というのは、発掘の状況に

もよりますので、確認は出来ておりません。

また、東区間につきましても、今現在用地交渉等対応が出来るような状況にまずしていただくという中で、幅杭の設置をしていただきまして、一部区間について立ち会いも行われたところでございます。稲葉区間につきましても、用地交渉に3年余り要したわけでございます。今後、東区間について、出来るだけ早期に用地確保出来るように努力をしていきたい。

用地が確保出来ると、工事については計画年度が立てられていくということには言えると思うんですけども、用地交渉でやっぱり期間的に、この期間でというのはなかなか難しい面もありますので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 私、毎年地元の幸前の初集会の時に、町の施策とか色んなことを話させてもらうて、そして最終的には、東の出入り口となる幸前地域、あそこの地権者の方が、今現在進められておるいかるがパークウェイの進捗状況によっては、やはり自分の用地を手離さなければいけないような状況になってくるということで、しかしながらその間グランドホテルの南側においても、今現在住宅がどんどんどんどん建っていくような状況を見ておられて、ここまでいつになったら来るのかなというような、そういう心配をされておられるような状況で、これは法律はまた別で、建築許可申請出せば、そういう制約があっても建てられるというような状況の中で、どんどんと今建っているような状況で、もう完全にあの部分についてはふさがったような状況なんですけども、やはりそうした規制がかけられないと、かかっているのかもしれないけどもそれでも家が建てていけるということは、何か住民の方にとっては納得出来ないような考えを持っておられますので、それを何とか出来ないのかなという、そういう、何ちゅうてよろしいのかな、不思議というんか、そういう何とも言えない思いを持っておられる方が多いので、それを納得してもらえるような状況になるように、また出来たら、法律を変えなければそれは出来ないと思いますけども、町としても一応はここまではこういうふうに来るというような年次的な報告がなされておれば、少々はおくれてもいたし方ないとしても、やはり出来るというそういう確信のもとに、そういう広報とかで報告していただければ、町民の方にも理解していただけるのではないのかなと、私はそういうふうだと思いますので、今後ともそういうことがわかれば、必ずそういう広報等によって報告をしていただきたいと思いますようお願い申し上げます。

続きまして、・番の都市計画道路法隆寺線の残存物件数と今後の進捗について問うということでございまして、徐々に進捗しておることは認めますが、やはり首根っこというんですかね、言えば、25号線から南へ入る柏原の西村工機の用地について、現在の状況は、交渉状況というんですかね、それはどういうふうになっておるのか。その他の残存物件も含めて、供用開始までのスケジュールをどのように進められるのか、地権者の交渉の感触もあわせて現況報告をお願い申し上げますということなんですけども、以前にも一般質問でも申し上げましたように、柏原の西村工機の駐車場の中には、携帯電話のアンテナが2本立っておるような状況の中で、それがスムーズに話が出来るとかどうかということをご心配しておりますけども、それからちょっと南の方へ行ったら、地道というんですかね、碎石を入れたようなところでも国道から見えるような状況の中で、その交渉というんですか、進捗状況、目に見えるところの進捗状況について、それから南の方については、この間行ったら家というんですか、何かなくなっていたということで、ああ、これはかなり進んできたんじゃないかなという印象を受けておりますけども、その首根っこもいうべき場所の交渉の進捗状況について、やはりあそこから出入りしなければいけないという状況の中で、どのようになっておるのか、聞かせていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 都市計画道路法隆寺線の進捗状況ということでございます。小吉田地区、龍田地区で、住宅やマンション敷地など3件の未買収の補償物件がございまして、補償調査を実施しながら交渉に当たっているところでございます。所有者の方からは、厳しいご意見もいただいておりますけれども、代替地等含めて協議を行っているところでございます。早期にご理解を得るべく努力をしてみたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 出来るだけ頑張って、こないして総合福祉会館も少しおくれるということで、やはりあそこへは健診車とかそうした大型の車両も出入りすると思いますので、都市計画道路法隆寺線が利用出来るようになれば、狭い道路を通らなくてもそこへスムーズに行けるようになると思いますので、最大限の努力をお願い申し上げたいと思っております。

続きまして、3番の道路上のポイント表示についてということであります。

道路上に、赤、白、黄、グリーン、水色等のポイントというんですか、ピンが設置されておりますけれども、その意味について、色んな色があり過ぎて、これはこれとかというなになにが私には、本職でもないのでは理解出来ませんねんけども、それについて、何か意味があるのかどうかについて教えていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） ご質問の件でございますけれども、道路上のポイント表示につきましては、道路工事、また土地分筆等に伴います基準点等の表示、またガス管等道路地下埋設物の表示等が考えられるわけですが。これらのうち、道路工事に伴います基準点につきましては、国土交通省の公共測量作業規程におきまして、使用する標杭の形状、寸法、材質、色等目的保全の必要性に応じてその運用基準が定められておりますけれども、施工現場の中で各種のポイントが存在します。そうしたことで、管理しやすいように規程以外の色で表示されているというのが実情でございます。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 本職以外誰が見ても、わかればいいんですけども、ただ知らぬ間に道路上にピンがぼんぼんと立って設置されていたら、何のためのポイントであるのかわからないということで、先日も幸前の村の、旧村というんですかな、村の中の人、うちのところの角のところへ白いポイント杭、ピンを黙って打っていかはってんけど、あれ何ですかと私は聞かれたんですわ。だから、それについては私も理解出来ないで、いや、ちょっとそれについてはわからないので、また今度一般質問の時でも聞かせていただいて、何を意味しておるのかについて聞いておくので、そこまでちょっと返事待ってやというふうな返事をさせていただいておるんですけども、やはり道路というんですか、余りにも色んな色のなになにによって、赤なんかは境界杭というんですか、杭もあるしピンもあるからわかりやすいと思っておりますけども、白とか水色とかいうのは、ちょっと何か、水色って、それは水のなになにやから水道のなにかもわかりませんねんけども、そうして誰が見てもわかりやすいような標識であればよろしいけども、黄なんというたら、これまた考えたら、電気かな、それともほかのもんかなというふうにも思いますが、どうしたらそれが町民の方にわかるというんですか、白について町がピンを打ちはったんかどうかちょっとわかりませんねんけども、幸前の村の中にそうして、白のピンうちの角のところに打たはってんというて、そういうことを聞かれたんですけど、

それについてどのように返事させてもろうたらいいのか、ちょっとここで教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） この場で何のピンであるかということはお答えを出来かねるわけですが、また後で現場も確認をした中で、どのようなピンであるのかまた報告もさせていただけたらと、このように思います。ピンには、既明示をした復元のピンであるとか、筆境のピンであるとか、色々ございますので、ここでそれは何のピンですということにはちょっと言いかねるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） また後で教えていただきたいと思います。

・ 番なんですけれども、国土交通省の都市再生街区基本調査と明示されたピンの調査は何を意味し、将来の活用について、その調査の範囲について問うということで、昨日本職の方が質問されていたということで、私は全く素人ですので、素人の疑問というんですかな、疑問というかわからないということで教えていただきたいと思います。

現在、同じようなピンが、以前から土地家屋調査士会というピンも混同するように設置されております。じつと確認しなければ、どちらのピンか判別も出来ませんが、調査の性格については、同じようなものなのか全く別の性格を有するものかについても、差異があるとするならば教えていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 国土交通省が都市再生街区基本調査を実施されることにつきましては、平成17年9月の広報お知らせ版において周知させていただいておるものでございます。

まず、都市再生街区基本調査と明示されたピンは何を意味しているかというご質問もありましたが、これにつきましては、国土交通省が全国の都市部における地籍整備の推進を図ることを目的として、地籍調査のための基礎的調査をしているものでございます。少し専門的になりますが、街区基準点は、街区三角点と街区多角点の総称でございます。測量をするに際して精度の高い点であり、真鍮の円盤に街区三角点と街区多角点と表示されているものでございます。街区三角点につきましては、約500メートル間隔に設置され、街区多角点につきましては200メートル間隔に設置されているものでございます。道路上に一番多く見かけるのが、都市再生街区基本調査と入ったピンであり

ますが、これは補助点といひまして、街区基準点を補完するポイントでございます。

次に、調査の範囲でございますが、平成12年の国勢調査における人口集中地区の範囲内で実施されております。そういったことから、ほぼ市街化区域内と理解していただければわかりやすいかなと考えております。

将来の活用についてということでございますが、平成19年3月末においては国土交通省から移管を受け、4月から町が管理していくこととなります。この点は、世界測地系に基づくものでありますので、座標が全国统一した基準で示されることとなります。測量において、この点を使用することにより、統一した座標で土地の境界が示されることとなり、公共事業や民間の開発事業にも生かされ、統一した座標ネットワーク化が図れるようになりまして、災害等の復旧においても座標がわかれば復元が容易になることなど活用方法が挙げられるものでございます。そういった内容で実施したものでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 部長の回答の中で、私ちょっとわかりにくい言葉というんですか、「世界測地系に基づくものであります。その座標が全国统一した基準で示されることとなります」という言葉の中で、「世界測地系」というのはどういうことを意味するのか、それについて私ちょっとわかりにくいので、それを理解出来るように教えていただきたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 世界測地系ということでございますが、これにつきましては、日本全国で汎用性のある統一した座標系で座標値が表示されることとなります。すなわち、本調査による街区基準点、街区点の座標値は、地球上の位置を示す経緯度や日本の各地域に設けられた地域ごとの座標系原点からの距離で与えられるということとなりまして、そういったことで世界測地系という言葉で表示されるものでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 難しいので、私にも、こんな短時間では理解しにくいということで、また教えていただきたいと思ひます。

次に、4番目の歩道整備について問うということで、・つ目の国道168号線の竜田大橋の改良、交差点改良工事で出来た歩道が、道路基準の幅員と合わないように思ひますが、用地がなければ無理であっても、駐車場として整備された部分もあるので疑問を

感じるのですが、交通渋滞も緩和されたので、やはり今現在車優先社会であるがゆえに、現状の状態となっているのかということで、地権者の協力によりまして、交通渋滞が常態化しておったところが解消されたことについては感謝しておりますが、県が計画しておる歩道設置は、一部のカーブというんか、その部分を除いてそれから以北については基準に合っておらないように思いますが、事業が違うといえば違うというふうに判断は出来ますけども、やはり国、県、そしてまた町としても、安心安全なまちづくりということを大々的に提唱をしながら、一度にその事業が出来ない状況では、やはり国が掲げております行財政改革の中でも無駄があるように思いますが、1メートル弱でも歩道が出来ればよしとするのか、あるいは基準に合った歩道とはどのぐらいになるか、車椅子が対向出来るというんですか、そのぐらいのなにか一応歩道の目安というふうに、今までそういうふうに理解しておるのですけども、人間が通るのがやっと、60センチ幅ぐらいの歩道というのが結構斑鳩町にもありますけども、それも含めて町は、新設道路については町としてもちゃんとした歩道を設置していただいておりますけども、県としても北の方までずっと、うちの親の家の方も通って平群の方まで歩道をつけるということで、今までも地元説明もあったということなんですけども、今現在交差点改良工事ということでそのような状況になったと思っておりますけども、それが私にとっては、ちょっと行財政改革と合わないような事業になっているのではないのかなという疑問も含めて、やはり歩道の設置基準というんですか、どれだけの幅が、国道、県道、町道というふうな分け方をするのか、あるいはそれは統一した歩道というものがあるのかについて教えていただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 168号の竜田大橋西詰め交差点の改良関係でございますけれども、あくまで当該交差点につきましては、主要渋滞ポイントということで、その渋滞の解消を図るということで右折レーンを設置されたということでございます。整備後は、議員も述べていただきましたように、現在においては渋滞も解消をされている状況でございます。

用地買収につきましては、基準の歩道幅員も含めまして用地買収を行って整備をされたものでございます。用地の協力の得られてないところについては、得られたところは確保しているわけですが、得られなかったところについては、やむを得ず余裕のある幅員でもって今暫定的にその取り付け、取り合い工事が行われているという

状況でございます。

168号線全体を歩道整備を行うとなれば、道路沿いに非常に建物も多く張りついておりまして、難しい状況がございます。現状で少しでも歩道を確保出来る箇所については、その右折レーンの整備した北側で拡幅の工事がされているという状況でございます。

そうした中で、より安全に通行していただくということになれば、竜田公園内にあります遊歩道の利用も一つかなと、このように思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

歩道の基準的なことについてもご質問をいただいたわけですが、住みよい福祉のまちづくり条例の中では、最低2メートル、有効幅員2メートル以上ということで明記されているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 竜田川の遊歩道を利用していただいたら安全であるということなんですけども、その取り付けというんですか、その中には階段部分もあるということで、なかなかそれも利用しにくいという点もあるとは思いますが、それらについても、今後改良改善をしていただくように県の方に働きかけていただきたいと思っております。

それでは、最後になりましたけども、・番目の富雄川沿いの安富橋より米寿橋の歩道改良工事が、法隆寺国際高校を中心として進められておりますが、町の歩道の安全基準について問うということで、私が以前より指摘しておりました歩道改良工事が現在進められて、今朝通った時にはきれいに完了をしておるような状況でありました。今まで、雨が降れば水たまりとなり、県道上を通学する高校生を見るたびに、やはり安全に通学出来るように歩道部分を早急に改良をとの要望に対して、時間は少し要しましたが、その間事故もなく今日を迎えたことに感謝をいたしております。

その間にも、高安側の米寿橋の擁壁のクラッカー部分の補修、それに道路上のクラッカーの補修、そしてそれより以北の歩道の陥没部分の補修や、日産自動車の南側の町道の側溝の補修については、目の不自由な人の指摘を受けて町に早急なる対処を申し上げたところ、早急に補修をしていただいたということで、当人は本当に町に対して感謝をしておられました。

予算との兼ね合いもあるといっても、第一にやはり町民が安心安全に暮らせるまちづくりが、やはり行政、議会に課せられた責務と、私はそういうふうに思っております。今期における最後の一般質問となりましたが、やはり行政が町民に約束出来る事項の中

で第一と考えておられることについて、毎年毎年何点についても町は挙げられておりますが、やはりその実行に向けて最大の努力を確約していただきたいと、そういうふうにするのであります。

というのも、余りにも、施政方針演説を聞かせていただいても、美辞麗句が多過ぎて、やはりその中で第一目標となるようなその一点を絞っていただいて、これは必ずその年度内にやるということを確認していただいて、その年度内に完了していただきたいと思えますけれども、そういう絞り方というのは出来ないものでしょうかね。それが出来れば、その年度内にやっていただくということが可能になると思えますけれども、そういう一点主義というんですかね、そういうことは不可能なのか、それとも最重要課題としてそれをやるべきというふうに思われておるのか。余りにも多種多様な事業が多過ぎて、どれがどれやら、進んでいくのやらわからないような状況の中で、今年度はこれは必ずやるというふうなそういう確約というんですかね、それが言っていないのかについて、可能な限りお答えを願いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 施政方針につきましては、必ず年度当初の関係で、今年度についてはどのような方針で進んでいくのかということに、またそれに対して細かく言えばどんな事業をどういったことをするのかというようなことも含めまして、そういった方針を示させてもらっておるものでございますので、今おっしゃっていただくことにつきましても、その中でいわゆる網羅されておると我々は認識いたしております。そういったことを含めまして、続いてこの関係する予算についても裏付けとして示させていただいているというものでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 以上をもちまして今期における私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時48分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、公共下水道事業についてですが、昨年度の平成17年4月1日から一部の地域で供用開始がされました。そして、平成36年度の完成を目指して整備が進められています。今、公共下水道整備が進められる中で、住民の皆さんから色んな声をお聞きます。下水道が未整備の地域では、早く工事をしてほしいと望む声があり、それに対しては、計画に沿って努力をさせていただいていると考えています。また、下水道工事の予定を教えてくださいという声に対しては、町の広報でその年度に行う工事の予定を公表するなど住民の声にこたえて努力させていただいている、そういった点については評価をさせていただいています。

しかし、この公共下水道事業については、全体の計画が非常にわかりづらいというのが本心です。国の補助金との関係から、全体の計画を決定したものとして示せないという事情はわかりますが、特に財政計画については、今後の町全体の財政運営にも大きく影響することから、全体の計画をわかりやすい形でお示しいただきたいと思います。

さらに、供用開始後の公共下水道への接続率から見て、現在の進捗状況がどのようになっているのか、また財政計画全体の見通しとしてはどのように推移しているのかについてお示してください。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、長期的な全体的な財政見通しでございますけれども、公共用水域の水質改善と生活環境の改善等の重要な施策でありますことから、今後、町全体の計画区域495ヘクタールの財政計画につきましては、今現在作成中でございますけれども、これにつきましては、今後、もっと精査を積み重ねまして、町財政当局とも調整を図り、その調整が完了後、議会にもご報告し、町民にもご報告、公表をしてまいりたいと考えております。

次に、当面の財政計画でございます。

まず、現在取り組みを行っております245ヘクタールの事業認可区域で、平成19年度から平成22年度までの4年間の合計の財政推計でございますけれども、下水道事業費にかかる資本的収支部門で約67億1,000万円の歳入歳出合計額と見込んでおります。

まず、歳出の内訳でございますけれども、公共下水道事業費が約5億7,000万円、流域下水道負担金が約1億3,000万円、起債の元金の償還でありますけれども、約8億3,000万円が建設事業費として必要となります。その財源でございますけれども、国庫補助金が約2億4,000万円、起債が約3億7,000万円、加入負担金約2億7,000万円、その他の収入が約5,000万円、一般会計の繰入金約9億円と試算をいたしております。

次に、下水道の経営と維持管理に係るいわゆる収益的収支部門でございます。これにつきましては、約1億8,000万円の維持管理費用が必要となります。その内訳でございますけれども、料金収入が約4億円、一般会計繰入金約6億8,000万円と見込んでおります。

また、平成22年度末の地方債残高につきましては、約8億7,000万円と見込んでおり、一般会計繰入総額は、先ほど申しました合計額で、平成19年度から平成22年度までの4年間で約16億円、1年間平均で約4億円と推計をいたしております。

次に、接続の状況でございます。当初の推計といたしまして、初年度の平成17年度の接続率は15%で見込んでおりましたが、決算ベースで見ますと、約37%と非常によい状況でございました。また、2年目の平成18年度末では、見込みが約43%に対しまして現在約46%で、当初の見込みを超えた状況でございます。また、平成22年度末につきましては、約80%と推計をいたしております。

以上であります。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 推計をおっしゃっていただきましたけれども、当初見込んでいたよりも加入率が高い状況になってきている、この背景にはどういったことがありますか。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） まず、第1点につきましては、集中浄化槽で管理をしておられます自治会が2カ所ございました。これの方につきましては、その自治会内で、やっぱり集中浄化槽の管理もございまして、色々協議をされた中で、すべて1年以内で全戸加入をしていただいたという経緯がございます。また、その他の区域、自治会に何カ所かの集中浄化槽をお持ちで、管理組合もその中に何カ所かあるわけでございますけれども、それらの方につきましても、今さきの2つの自治会の例にならって、順次公共

下水道に接続をしていただいておりますという状況です。

もう1点は、平成4年度から工事に着手しておりますけども、やっぱり自分の生活環境をよくしたいということで、公共下水道を待っておられた方が順次接続をしていただいております、こういうことが相乗効果といたしまして加入率向上に結びついたと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 集中浄化槽を使っておられる自治会では、1年以内に全員が加入していただいているということで、供用開始後加入率が高くなっているということが実績として明らかになったわけですけれども、これまでも一般質問させていただきましてけれども、そういった地域については、財政的な面から見て、下水道の工事の進め方としては、公平性を欠くようなことがあってはいけません、供用開始後速やかに接続していただける条件のある地域については、優先的に整備をしていくことも必要ではないかというふうにも考えられます。今、おっしゃっていただいた実績があるということですから、今後の整備計画の中でぜひ検討をしていただきたい。

また、それとあわせて、以前からも、集中浄化槽が老化しており、早く接続を求めておられる自治会があるという声も、この議会の場で発言をさせていただいておりますので、そうしたこともあわせて今後の計画の進行状況を見ながら検討をいただきたいというふうに思います。

また、全体の計画について作成をされているということですが、来年度中のなるべく早い段階で議会に提示いただきますようあわせて要望をしておきたいと思います。

それでは、次の質問ですが、アンケート調査の結果についてということですが、公共下水道事業を進めるに当たり、先日町民に対し町は「下水道P I」というアンケート調査を行われ、それと共に町政モニターの皆さんと意見交換会を行っておられます。その結果については、私も見せていただきましたが、意見交換会でも、未接続の人が加入負担金を支払わないことによって計画どおりに事業が進まなかったり、下水道の浄化効力が低減することを懸念するという意見が挙げられるなど、町の財政に対して心配をする声というのでも出されておりました。この意見交換会やアンケート調査でこういった結果が出て、町としてどういったことがわかったのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 今、質問者もご説明されましたように、平成17年度に

PI、いわゆるパブリック・インボルブメントという手法をモデル的に取り入れた事業を実施いたしました。この事業の内容を公開いたしまして、広く住民の皆様のご意見を伺い事業に反映していこうというものでございまして、アンケートの回収率は約67%でございました。配布いたしました1,500人のうち、997人の方々から回答をいただいたところでございます。

アンケートの内容につきましては、下水道事業計画の進め方、下水道の役割に対する評価、下水道の必要性、加入負担金・使用料・接続に対する評価等を中心とした内容でございます。

アンケートの結果でございますけれども、それぞれの詳細につきましては、ここでは省略をさせていただき、主なポイントでご説明をいたします。

まず、下水道事業計画の進め方では、各地域の整備計画時期を早く知りたい。住民負担のデータは、他の自治体とも比較しながら詳細に知りたい。また、加入負担金や使用料につきましては、広報等で数回お知らせし、自治会説明会でご説明をいたしておりますが、認知度に関しまして低い水準でございました。負担金や使用料の費用負担につきましては、現状で妥当である、高いと思うが役場の考え方は理解出来るもののご意見が約80%を超えておる状況でございました。

アンケート結果を踏まえた今後の進め方につきましては、下水道接続の必要性、加入負担金や使用料の情報提供の充実を図ると共に、接続しやすい制度の検討を引き続き考えていきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これについては、アンケートは、意見交換会を行ったということについて、住民さんがどのようにこの下水道工事を進めるに当たって問題を抱えているか、またどういうふうに町の事業を見ているかということがよくわかったという点で、そしてそれに答えるような形で、町の方としても方針を冊子にして各戸配布されている。この取り組みについては、住民の皆さんと一定の意思疎通が出来たのではないかと考えます。今後も、様々な町の事業を進める上で、こうした住民の皆さんの意見を聞き、意思疎通を図る取り組みを重視していただきたいというふうに思います。

そして、次ですが、そうした住民の皆さんからも色々意見を聞かせていただく中で、様々な問題が明らかになっていると思うんですが、融資あっせん制度の改善について、これは町が行った下水道に関するアンケートでも、融資あっせん制度そのものはよい制

度だが、連帯保証人が必要な点など実際には利用しにくい条件となっているので配慮してほしい、こういった意見があり、町としても、より多くの住民の皆さんに利用していただけるよう制度内容を検討していきますという回答をされています。この町が示している姿勢については、異論もございませんし、ぜひ検討をしていただきたいと思うんですが、ただこの問題につきましては、私は以前にも一般質問させていただいておりますことから、少し踏み込んでお聞きしたいと思います。

今回、制度内容を検討するというふうにされていますが、具体的にこの融資あっせん制度を利用するのにどういった点が問題になっており、そしてどういった点での対応を考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） この融資あっせんを受けることが出来る方につきましては、次のような要件がございます。

まず、家屋の所有者、またはその所有者の同意を得た使用者で、改造工事を行うものであること。次に、町内に住所を有し町税を滞納していないこと。そして、融資を受けた改造資金の償還について、支払い能力を有し、連帯保証人1人を有すること。最後に、取り扱い金融機関の融資要件を有することでございます。

この制度は、最終的に借受者または連帯保証人の債務不履行により取り扱い金融機関に損失が生じた場合に町が損失を補償することから、連帯保証人を立てる必要がございます。

また、連帯保証人につきましては、金融機関の要件を満たす必要がありますが、独立した生計を立てておられる方であれば、ご家族でもなっただけのことが出来ます。ただ、平成17年4月より施行されました個人情報保護に関する法律によりまして、本人及び連帯保証人は、申し込み及び契約時に直接金融機関へ出向いていただき、本人確認をしていただく必要がございます。

こうした中で、現在までに融資あっせんの申請をされた方が21件ございました。

また、この21件の中には、年金だけで生活しておられる同じ自治会員同士がお互いに連帯保証人となり、本制度を利用されている方もおられます。

一方、町や金融機関に相談をされましたが、本制度を利用されない方も数名おられます。その理由といたしましては、特に連帯保証人の関係でございまして、連帯保証人は県外に居住されておりまして、金融機関への同席が困難であるとの理由でございます。

そのようなことから、町といたしましても金融機関に対し種々相談をいたしておりますが、現行制度上連帯保証人の設定及び同席につきましては必須要件となっておりますことから、この要件をなしで進めることが現在は出来ない状況となっております。

町といたしましても、本制度利用のご相談には、出来得る限りご利用いただけるように相談を受けておりまして、必要に応じまして金融機関とも連絡をとっているところでございます。

現状では、このような制度となっておりますが、特に連帯保証人の関係につきましては、引き続き金融機関とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そのような問題として認識をしていただいているということは、私もこれまで申し上げてきましたことを理解はしていただいているというふうに思います。

そして、この融資あっせん制度の利用に当たって、もともと町としても、町内の在住者じゃなくても保証人になれるということで、広く利用していただくというふうに考えて設置をされているものだというふうに思いますが、今、銀行の方とも交渉をしている中で、どうしても法律の関係で無理だという見解だったとは思いますが、銀行の方から連帯保証人についての要件が出てまして、それをクリアしなければいけない。この部分について、町がその連帯保証人に対する確認をとって、例えば銀行に対してそういう形で融資を認めていただけるような体制はとれないのか。そういうことが交渉でクリアは出来ないのかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） お尋ねの件につきましても、金融機関とお話をしたことはございます。ただ、現在、数年前から金融機関に対します金融庁の監督監査につきましては、書類審査も含めまして相当厳しくなっておると聞いておりますので、今のところそのようなことは出来ないというご返事をいただいております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そしたら、もう1つ考え方というか、この制度のことでお聞きしたいんですけども、連帯保証人を必要とする金融機関の要件をクリアしなければならないというふうにしているのはなぜか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 今日までの他の市町村の例にもございますように、やはり連帯保証人をとっておかないと、いわゆる焦げつき、債務の焦げつきが発生した場合、やはり将来的に町の補償と、補てん、その分についてはすべて町の補償となってまいりますので、その時にやはり住民の方々の理解が得られる制度にしておかないとということで、現在のところそういう制度にいたしております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今の一連の質問の中で、今の時点では連帯保証人をなしにするとか、個人情報保護法がありますので、今の段階ではどうしてもクリア出来ない壁があるというのがわかったと思います。

それでは、次の質問に入りますけれども、加入負担金の軽減策についてですが、これも町が行った下水道に関するアンケートへの回答として、加入負担金が高くて払えないとか水洗トイレへの改造資金がないという回答が一定の割合であるということや、独居の高齢者など加入負担金10万円を払うのが厳しい家庭もあると思われるので、そのような家庭に対する免除制度があるとよいという提案がされるなど、特にここ数年、国の税制改正に伴い、たび重なる住民負担増により、公共下水道に接続したくてもお金がないために接続が出来ないという状況が生まれている点については、対策が必要であると考えます。現在、斑鳩町では、生活保護世帯については加入負担金は免除するとなっておりますが、それ以外の負担軽減策については、融資あっせん制度以外には特に設けておらず、今の時期として検討するべきではないかと考えます。

これは、住民の方からも聞かれたのですが、例えば所得割のような形で、生活保護世帯以外の低所得者への負担軽減措置がとれないのか。また、これはインターネットで調べたのですが、他の市町村では、加入負担金については、奨励金制度として供用開始後1年以内なら幾ら軽減、2年以内なら幾らという形の軽減を行っているところがあります。また、加入負担金について、分割払いを可能にしているところがあり、こうしたことは、住民の皆さんからも、なぜ斑鳩町では分割払いが出来ないのかとよく聞かれます。さらに、他の市町村では、これらは住民の負担軽減という点だけではなく、公共下水道への加入促進施策としても実施されており、斑鳩町でもこれを実施することでより加入率が上がり、早い段階から使用料収入が増えるので、財政的にも助かるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） アンケート調査の結果にも、加入負担金の軽減策検討のご意見の方々もおられました。また、質問者が述べられましたように、加入負担金についての取り扱いについて、色々と実施しておられる自治体もございます。

しかしながら、現在のところ、本町といたしましては、融資あっせん利子補給制度の融資額の対象額に加入負担金も含めて対応させていただいているところでございます。ある意味分割納付と同じ扱いだと考えておりますので、加入負担金の軽減につきましては、現在のところ考えてはおりません。

しかしながら、供用開始後約2年が経過し、接続申請も約1,250件の申請があり、現在のところ順調に推移はいたしていますものの、今後供用開始区域が順次拡大するに伴います接続状況の動向や住民皆様のご意見をいただきながら、さらに接続の向上が図れるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 前段の質問でも明らかになったかと思えますけれども、融資あっせん制度については、現段階で連帯保証人という制限によって利用出来ない人があるということがはっきりわかったというふうに思います。そういった状況がある中で、やはりそれにかわる制度として、分割納付という形で対応いただく等の検討が必要ではないかというふうに考えます。

また、町のアンケートの結果から、接続するつもりがない、または接続するかどうか分からないという方が、全体のうち未接続の方で今申し上げた理由の方が4割程度おり、そのうちの中で、加入負担金が高くて払えない、または水洗トイレへの改造資金がないというのが35.1%と13%ということで、接続出来ないとか接続するかどうか分からないという人のうち半数が金銭的な問題で接続が出来ないというふうに答えていることから、特にやはりそうした負担軽減策というのは力を入れて取り組んでいくべきではないかというふうに思います。

また、より早く町の下水道に接続していただくことにより料金収入が発生しますことから、例えば加入負担金なんかでも、分割で10万円を年1万円ずつ払っていただいたとしても十分に料金収入の方でプラスになる。差し引きして考えるものではないとは思いますが、そうしたことによって町の財政も助かるのではないかというふうに考えます。

そして、融資あっせん制度を利用出来ない方にとっては、やはり加入負担金だけでも分割にして、それと融資あっせん制度の制限の問題がクリア出来るようになったのであれば、例えばどちらかを選んで使えるという形でも対応が出来るのではないかということから、なぜ分割払いにはいけないのか、いけないというか、何でそれをつくることについて検討されないのかなというの、不思議に思っております。これについて、見解だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田上下水道部長。

○上下水道部長（池田善紀君） 先ほどの答弁と重複する部分もあろうかとは思いますが、真に所得が低い方につきましては、生活困窮者は生活保護の生活扶助を受けておられると理解をいたしております。しかしながら、生活保護の対象とならない方の対策でございますが、これらの方々につきましても、色んな生活状況におられます。不動産があり所得のない方、また預金があるが所得のない方、生活保護の対象とならないが一定の所得のある方などがございます。このように、様々な状況であります。先ほどもご答弁をさせていただきましたが、今後さらに整備区域が拡大する中で、これらの方々の接続状況等を見守りながら、これらの方々の対策も念頭に置きながら、下水道の推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 一連の部長の答弁の中で、特にやはり今加入率は、推計を超えて加入していただいている状況があるという前提に立って答弁をいただいているのかなと。今後の見込みの中でそれがどうなっていくのかというのはまだわからないところですけれども、やはり条件的に早く加入していただける条件があるのなら、本来下水道事業というのは、水質改善効果というのを見込んでやっている事業ですから、そういうことにつきまして、やはりこれだけ金銭的な問題等、加入出来ないという声が上がった以上は、その住民の皆さんの声に対して町として今後対応が求められているというふうに考えます。そして、生活保護については、それを受けておられる方は、言うたら加入負担金免除ですけれども、その基準以下でも生活保護を受けておられない方というのもおられると思います。そういった意味では、所得に応じた負担軽減策というのをおわせて検討いただきたい、そういうふうに要望を申し上げまして、この質問は終わります。

次に、高齢化社会の対応についてということですが、近年高齢化が進み、斑鳩町も高齢化率が20%を超えました。今後、ますます進んでいく高齢化社会の対応として、介

護や医療など様々な面で予防に力を入れた取り組みが進められています。

そうした取り組みが進む中、高齢者が外出し社会参加をすることが健康増進につながるという観点からも、町として高齢者の外出を支援する施策の拡大について、今後さらなる調査研究と実施に向けての努力が必要であるという立場で質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、現在、（仮称）総合福祉会館の建設が目前に迫り、住民の皆さんからも様々な声をお聞きします。福祉会館を建てても町の財政は大丈夫なのかという声と、せっかくよい立派なものをつくっても、そこに行く手段がないから、一部の人しか利用出来ないものになっているという声をよくお聞きします。せっかく巨額の費用をかけてまで建設するのであれば、町内全域に住む人たちに利用していただけるよう、建物の中身の充実とあわせて、こうした住民の声にこたえた交通手段の充実が求められると思いますが、その対応について町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在進めております斑鳩町（仮称）総合福祉会館の関係でございますけれども、先ほどの質問者とも重複をするかもわかりませんが、この会館につきましては、子どもから高齢者、障害者の方が、家庭や地域で安心して暮らせる地域福祉の中心的施設として位置付けを行っているところでございます。（仮称）総合福祉会館には、住民の健康づくりと介護予防の拠点となります保健センターや地域福祉の中心となります社会福祉協議会、高齢者に対します総合的な支援を行います地域包括支援センター等、また子育て・療育ルームなどを配置をいたしました。また、2階には、研修室とか大会議室を設けまして、各種団体の方にご利用をしていただける施設というようになっているところでございます。

こうしたことから、（仮称）総合福祉会館は、高齢者の方のご利用も多いのではないかとはいっているところでございます。そのことから、現在町内の公共施設を巡回しておりますコミュニティバスでございますけれども、このコミュニティバスの運行に関しまして、担当しております担当課とも協議をさせていただいているところではございますけれども、このコミュニティバスの乗り入れというものにつきましても考えているところでございます。

また、町におきましては、高齢者、障害者の方等に対しまして、車椅子昇降用のリフト付マイクロバスによります交通手段としての提供をすることによりまして、社会参加

の促進も図っているところでございます。このリフトバスは、質問者もご承知をいただいておりますように、概ね60歳以上の高齢者の方で構成をしていただいております団体が、町の公共施設をご利用をされる場合にご使用をしていただいているものでございます。（仮称）総合福祉会館につきましても、高齢者の方等が団体でご利用をしていただくという場合につきましては、このリフトバスでの会館へのご利用も可能というように考えております。こうしたことから、交通手段としてもご利用をいただけるということにつきましても、ご利用をしていただく時に周知を図っていきたいというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、コミュニティバスの乗り入れとあわせて、リフト付マイクロバスの利用を広報で周知して住民さんにより利用をいただきたいということですが、現状としてリフト付きマイクロバスというのは、利用状況がどうなっているのか、もう既にいっぱいになっているという状況はないか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 常に毎日ご利用をいただいているという状況ではないということでご理解をいただきたいと思います。その利用の状況でも、送迎の関係だけご利用をいただく場合がほとんどでございます。だから、少し時間帯をずらしていただくということであれば、その日のご利用というのは可能ではないかというような利用状況でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そういうことでしたら、どんどん町民の皆さんにお知らせして、より有効な活用を図っていただけるようお願いしておきたいと思います。

次に、コミュニティバスの運行についてですが、これにつきましては、平成12年の導入から年を追うごとに利用者が増え、住民の皆さんにも喜ばれているよい施策であると考えています。しかし、利用者が増え、コミュニティバスの認識が広がる一方で、コースや運行本数の増便を求める声があちこちで聞かれます。コミュニティバスは、高齢者が家から出てバス停まで歩き、さらにバスに乗って買い物に行ったり町の施設を利用するなど、高齢者の社会参加にとっても有効な手段であることから、これをもっと多くの人が利用出来るよう、将来に向けコースや運行本数を増やすことを検討するべきではな

いかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） コミュニティバスにつきましては、多くの住民の方々にご利用をいただいております、喜んでいただいております。特に高齢者の方々には、コミュニティバスのおかげで出かけることも出来て感謝しているなどのご意見もいただいております。

そのような意見の中で、便数を増やしてほしいというご意見も住民の方からもいただいておりますが、町内1周に1時間30分も要するため、現在の1日4便という便数を増やすというのは、大変難しいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 財政的な面から、言うたら、本数を増やそうと思えば、もう1台購入をしなければいけないという現状があつて、なかなかすぐに実施をするということは難しいとは思いますが、現在コミュニティバスの利用の目的として、町の公共施設を利用するに当たり、その利便性を高めること、また日常生活上の身近な交通機関として住民の皆さんに利用していただくなど、主に利便性を追求した形がとられているのではないかと、目的としてそういったものが掲げられているというふうに考えます。それに加えて、高齢者の外出支援策としても、そういった位置付けを加えて、健康増進や介護予防といった面でどれだけの効果を発揮しているかという点についても研究し、将来に向けコミュニティバスの運行をより充実していただきますよう、これは要望しておきたいと思っております。

それでは次に、その他の取り組みについてということですが、現在斑鳩町では、高齢者の外出支援として、バスカードかいきいきの里の入浴券のどちらかを選べるようにして、70歳以上の方に交付されていると思っておりますが、以前から、足が悪いためにバス停まで歩いていくことが出来ないため、バスカードや入浴券は利用出来ないという声や、JRやタクシーなどの券も交付してほしいという声がよく出されており、町の方へもそうした住民の声が届いているということもお聞きしています。また、近年、一人暮らしの高齢者が増えており、そういった方が一人でも外出出来るよう、今後こういったものも、バスカードや入浴券とあわせて選べるようには出来ないでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者の方からも言われてますように、当町におきまし

ては、高齢者の皆さんの外出支援と生きがいに役立てていただくために、70歳以上の方を対象に、法隆寺の無料拝観が出来ます顔写真入りの高齢者優待利用券というものを交付をさせていただいております。と同時に、高齢者優待乗車券、これはバスカードの方ですが、町の負担分として5,000円ですが、利用カードとしては5,700円分の乗車券、そしていきいきの里で30回ご利用いただけます高齢者優待入浴券のいずれかという形で交付をさせていただいております。

ご質問いただいておりますJRとかタクシーの関係でございますけれども、それらの利用出来るものというようなことでございますけれども、担当といたしましても、色々そういう形で検討もさせていただきました。18年度から奈良交通のバスのカードがICカードに切り替わるということもございまして、17年度にはそういうICカード化に伴って、近鉄もしくはJRと共通して利用出来ないものかということも検討もさせてもらったわけですが、その段階ではまだ共用しての使用が出来なかったということで、バスのICカード、今までやっておりました乗車券の交付ということでさせていただいております。また、それ以外にも、先ほど申し上げましたように、いきいきの里の入浴券と、どちらかを選択していただくような形での対策ということでしてきたところでございます。高齢者の優待乗車券ということにつきましては、現在のところ、現行バスのICカードということの交付で行ってまいりたいというように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 総合福祉会館の利用につきましても、先ほど聞かせていただきましたけれども、コミュニティバスについては、現在のところ運行本数を増やすことは考えていないと。さらに、リフト付きバスの利用促進ということですが、それにつきましても、言うたら団体でしか利用が出来ないといった状況であると思います。

そういうことでは、今提案いたしましたような形で、個人で利用いただける、個人の外出支援策につながる、こうした取り組みというのは、今後高齢化社会がより進んでいく中で、より重要になってくるというふうに考えています。また、これにつきましては、費用のかかるものですが、高齢者が体を悪くされたりして医療費がかかるとか、介護保険料の方で給付が増えるということになってきますと、町としてもより財政的な負担を強いられるということから、やはり予防の観点に立って、こうした取り組みというのはぜひ進めていただきたいと思っております。

ちなみに、平群町では、金額は2,000円ですけれども、奈良交通のカードかJRのカードが選べるようになっており、安堵町では、これも金額は1,000円ですけれども、JRのカードを敬老記念品として発行されています。また、三郷町では、高齢者の福祉タクシー券として、75歳以上の非課税に対して、1枚610円のタクシー券を20枚セットにして発行されています。こうした近隣の町村の取り組みも、そうしたことから学ぶというんですかね、そうしたいい施策は取り入れて、ぜひ、今ICカードを替えられたところであり、また予算についても時期的にもう過ぎてしまっているということでございますので、選挙後、もし機会がありましたら、来年度またこの質問については、どのような検討をされたのかということで、改めて質問をさせていただきたいということをお願いして、この質問は終わりたいと思います。

次に、地方応援プログラムについてですが、昨年9月の国会で、施政方針演説の中で、地方が独自の取り組みを推進し魅力ある地方に生まれ変わるようにということで提起されたものであり、自治体が地方独自のプロジェクトの策定と公表を行い、2007年度から2009年度での3年間で募集し、それを支援とするものでありますが、近年国からの交付税が大幅に減らされ厳しい財政運営が求められる中、町として独自の新たな施策を展開するのにとても有効なものだと考えています。これにつきまして、町は、これへの取り組みについてどのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思ます。

○議長（中川靖広君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 頑張る地方応援プログラムについてでございます。

やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方独自のプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組むことを促すことが目的とされているところでございます。

具体的に申し上げますと、地域経営改革、地場産品発掘・ブランド化、少子化対策、企業立地促進、定住促進、観光振興・交流、まちなか再生、若者自立支援といった、地域の特色を生かした具体的な成果目標を掲げた独自のプロジェクトを策定し、これを住民に公表することになっており、募集年度は平成19年度から平成20年度までの3年間とされてございます。

支援措置につきましては、作成したプロジェクトに取り組むための経費について、総額500億円程度の特別交付税により、1市町村単年度で3,000万円を上限とし、

3年間まで措置するということとされております。

また、総額2,200億円の普通交付税により、行政改革指標、転入者人口、農業産出額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、若年者就業率、事業所数、ごみ処理量、出生率の9つの指標により算定に反映されることとされておるところでございます。そのほかにも、策定したプロジェクトの内容によりまして、国庫補助事業の優先採択等の配慮が行われる予定となっております。

現在、国から示されておりますスケジュールによりまして、4月から5月にかけて第1次募集期間が設定されるということになっております。当町におきましても、国から具体的な要領が示されましたならば、該当する事業がないかどうか、ありましたら積極的に活用を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、積極的に活用を考えているとお答えですけれども、9つの指標が示される中で、その中でも、若者就業率や出生率の問題については、私もこれまで一般質問で取り上げさせていただいてきました。また、町内の若者就業率の実態把握調査や、斑鳩町で出生率を上げるための研究については、担当課としても意識を持って取り組んでいただいているというふうに思います。さらには、また定住促進の施策では、新婚家庭の家賃補助制度の提案など、これまでさせていただいてきた経緯もありますことから、ぜひこの機会を生かして施策の具体化をし実現していただけるよう、これにつきましてはまだ具体的な細かいことが国の方から示されておられないのでこれからということではございますが、ぜひそういった部分について、私から力を入れて取り組んでいただきますよう要望をしておきたいというふうに思います。

次に、補償で建てられた集会所の利用についてお聞きをします。

現在、町内には、地域住民の活動の場としてかなりの数の集会所があるかと思えます。そして、そこで自治会や福祉会の活動が行われ、町としても、そうした地域で集会所を建てる際には補助金を出し支援をされています。また、そうした自治会がお金を出して建てる集会所とは違って、町が行った事業に対する補償として建てられた集会所が幾つかありますが、そうした補償によって建てられた集会所というのはどういった位置づけをされているのか、お聞きをしたいと思います。

まず・点目に、補償によって建てられた集会所というのは、すべて町が費用を負担しておられるかと思えますが、そのことについてと、建設後の維持管理費についてはどの

ようになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 補償で建設を行った集会所の関係でのご質問でございます。

衛生処理施設の周辺対策といたしまして、地元自治会からのご要望によりまして町の方で集会所を建設をさせていただいております。その施設の維持管理につきましては、地元の自治会においてしていただいているという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長、具体的な例として、衛生処理場の補償によって建てられた集会所のことを例に挙げて言っていただきましたけれども、町内の集会所の中で補償で建てられた集会所というのは、全部で7つあるというふうにお聞きしていますが、それぞれ条件が色々自治会によって違うと思うんですが、すべて一律同じような形態がとられているのか、それとも個々によって対応が違うのか、その点についてお聞かせください。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 周辺の対策といたしまして、地元の自治会からのご要望によつての建築、整備ということでしております。ただ、建築に際しまして、現在、地域集会所施設整備費補助金要綱を活用をさせていただいて建築をしていただいたところもあれば、全額補償事業費という形で出させていただいている自治会もございます。ただ、地域集会所施設整備費補助金を活用して建築をしていただいた自治会もありますけど、その地元負担金としては町の方の補償という形で、その地元負担金の裏打ちも町の方でやっているという状況でございます。ただ、地元で建築をやっていくということもあれば、町の方で実際直接設計から建築までさせていただいたということと、2通りの手法で整備をやったという状況でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） その維持管理についても、同じように、地元がすべてお金を出して維持管理をしていただいているという形でしょうか。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、質問者が申されているとおりでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） わかりました。

それでは、次の質問ですが、周辺の自治会から、そうした100%税金で建てられた集会所ですね、補助金の活用もしてということですが、そうした集会所について、安い料金で集会所を利用させてほしいという声があります。以前にも一般質問がされていましたが、地元だけでなく、周辺の自治会からも要望があれば使用出来るよう町から指導をしてほしいという要望がその時出され、そしてそうした問題に対しては、きちっとした内容をもって対応をしていくという答弁がされておりますが、現在そうした対応についてどういった形で整理をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 補償で建築整備されました集会所の他の自治会からの借り入れの関係でございますけれども、私どもの方も、そういう地元のご要望にお答えをさせていただく時点で、近隣の自治会からの、その施設の完成後、施設のご利用のご要望があれば、拒否をするんじゃないし、当然ご利用をさせていただくような形でその地域の自治会の方でお考えをいただきたいということでお話もさせていただき、その中で、地域の自治会からも、他の自治会から借りに来られても、貸し出しについては、拒否をすることはなしにご利用をいただくということについては、文書的な取り交わしはありませんけれども、ご要望をいただく中での交渉の中で口頭で了承も得てきているということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、利用をいただけるような形で進んでいるというふうに思いますが、補償で建てられた集会所、それは基本的にその自治会のものであるということで、基本的に町としてそういったものに対して、色々配慮もしながら使ってほしいという指導は行っていただいておりますけれども、基本的には完全に自治会のものというふうなものになっているということによろしいのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 今、色々補償で建てられた集会所についての質問をいただいておりますけど、町が行う施設において、その施設が付近住民にご迷惑なり悪影響、また不利益をもたらす施設につきましては、当然地域の住民の皆さんの理解を得なければ施設が出来ないわけでございます。そういう中で、その範囲が、住民の皆さんの受忍の限度を超えた場合については、自治会等と話をし協議して補償をする。

その補償については、町として現金補償はしない、あくまで施設設備の補償をすると、こういうことになっているわけです。そういうことから考えますと、その補償をした施設設備は、当然自治会の財産として、その対価として補償をしておりますから、財産として私は自治会が自主的管理を行うのが原則であると、このように思います。

ただ、付近の自治会等、また付近の住民が、その施設を使用、利用させてほしいというような要望があった場合については、その補償をした自治会に対して、それは聞いていただくようにという指導はこれまでしてまいりました。

そういうことでございますから、補償した施設設備は、やはり自治会が相当苦勞をされた部分もあります。例えば、用地がなかなか出来ない、自治会によって苦勞されて用地を模索された、買うのは町が買いましたけども。そういう流れできてますから、やはり自治会も相当苦勞された中の施設でございますから、その施設そのものは自治会が持って自治会がいわゆるその施設を維持管理するというのは当然でございます、それに対する、使用する場合は、他の部分が使用する場合は、その代価が必要であろうと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうしたことで、補償で建てられた集会所を持っておられる自治会としてもほかの自治会に使っていただくという状況があるんですけども、今、そうした集会所の近隣の自治会から、今使うてる自治会の集会所というのが、個人のお宅をお借りして集会所、自治会の活動や福祉会の活動をされているんですけども、それが近々その所有者から返してくれというふうに言われて、集会所がなくなってしまうという声をお聞きしています。そして、自治会としても苦勞をされて、自分たちでお金を出して集会所をつくらうということで総会にも諮ったらしいですけども、マンションなどに住んでいる自治会員からは、集会所建設の負担金についてなかなか理解が得られないということで、集会所建設が困難な状況にある自治会があり、そうした自治会から、その補償で建てられた集会所について、貸さないとは言っていないんですが、一定料金表を設定されておりまして、その料金でやると、どうしても負担がものすごい額になってしまうということをお聞きしています。というのも、利用をしようと思えば、例えば福祉会なんかで利用するのに、前日から準備に入って、後片付けまで入れると、時間的にもものすごい時間になってしまうため、金額も高くなってしまうことから、せめて光熱費等の負担だけで利用出来ないかということをお聞きしております。そうい

ったことについては、町から指導という形が難しいのかもしれませんが、せめて集会所をその自治会で建てられるようなアドバイスをしていただくことと加えて、集会所が建つめどがつくまで、せめて近隣、近くにある補償で建てられた集会所について、料金の面についても、町の方から色々ご指導なりお願いをしていただくということについてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） 原則として、その自治会が集会所を建築されとした場合には、町はその建築に対しての助成制度を設けております。そういう中で建てていただければ、町としては側面的に協力をするというところでございます。

ただし、自治会の事情で、非常に費用が要るからという中で建てられないということに対して、近隣の自治会の集会所を利用させてほしいということになれば、やはり近隣の持つておられるその自治会においても使用規定というものがあると思います。その使用規定に基づいて、やはり使用させていただく自治会は従わなければならないん違うかなど、このように判断いたします。

○議長（中川靖広君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

明9日は、午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦勞さまでした。

（午後0時10分 散会）